

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

「副館長」を

「四種」を

「館長」を

「三種」に改め、

同表教育委員会の部中

「参課長 与長
県立学校改革担当課長」

「参課長 与長
県立学校改革担当課長
幼児教育担当課長」

に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。